

第 32 軍司令部壕保存・公開検討委員会
提言書(素案)

令和5年 月 日

第1章 基本理念	
1 保存・公開の背景	1
2 保存・公開の意義	1
3 保存・公開の必要性	1
第2章 保存・公開の可能性	
1 保存・公開の可能性	2
2 文化財指定への取組	2
3 保存・公開のあり方	2
第3章 平和発信・継承のあり方	
1 文献資料等を活用した平和発信・継承	4
(1) 調査研究事業	4
2 平和教育・学習への利活用	4
(1) 展示活動	5
(2) 平和交流事業	5
3 広報・PR活動	5
第4章 段階的な整備・公開	
1 壕内の安全確保	6
2 戦争遺跡としての保全	6
3 段階的整備	6
4 段階的公開と活用	6
5 今後の課題	7
(1) 詳細調査について	7
(2) 整備方針について	7
(3) 整備に伴う周辺環境への影響について	7
(4) 推進体制の強化	7
資料	
1 第32軍司令部壕保存・公開ロードマップ	8
2 第32軍司令部壕保存・公開検討委員会設置要綱	9
3 第32軍司令部壕保存・公開検討委員会検討グループ設置要綱	12
4 第32軍司令部壕保存・公開検討委員会委員名簿	14
5 第32軍司令部壕保存・公開検討委員会開催状況	16
6 第32軍司令部壕配置図	17
7 第32軍司令部壕周辺の地質平面図及び地質断面模式図	18

第 32 軍司令部壕の保存・公開について

第1章 基本理念

1 保存・公開の背景

第 32 軍司令部壕は、住民を巻き込み熾烈な戦闘が展開された沖縄戦の実相を次世代に語り伝えるために極めて重要な歴史的戦跡である。

また、戦争体験や教訓の風化が懸念される中で、戦争の不条理さ、残酷さ、醜悪さを知るとともに、平和の尊さを学ぶ平和教育の場としても貴重な戦跡であることから、その保存・公開が求められている。

2 保存・公開の意義

第 32 軍司令部壕は、沖縄戦の実相を後世に継承する重要な戦跡であり、今日の沖縄を決定づける契機となった歴史的価値を有する遺産である。

沖縄戦の悲惨な体験と教訓を風化させることなく、後世に継承するとともに、平和を希求する「沖縄のこころ」、世界の恒久平和を沖縄から発信することが重要である。

戦後77年以上が経過し、戦争体験者の証言を直に聞くことが困難となりつつあることから、体験者の証言を収集・記録し、史実等に基づき次世代へ正確に継承する最後のタイミングとしても、第 32 軍司令部壕の保存・公開は、沖縄県の歴史的な取組として進める必要がある。

3 保存・公開の必要性

沖縄の歴史と風土の中で培われてきた平和を希求する「沖縄のこころ」を広く国内外へ発信し、アジア・太平洋地域における平和発信拠点の形成及び、沖縄戦の実相と教訓の次世代への継承を進めるため、壕の保存・公開、平和発信に取り組む必要がある。

1 第2章 保存・公開の可能性

2 1 保存・公開の可能性

3 第 32 軍司令部壕の保存・公開を求める県民の声が高まる中で、沖縄県が実施し
4 た基礎調査や詳細調査等により、現状のまま壕を公開することは困難であり、第 32
5 軍司令部壕の公開にあたっては、何らかの対策を講じる必要がある。

6 このため公開にあたっては、実現可能な箇所及び時期並びに整備方法等の検討
7 を進めながら、坑道内の見学だけでなく、保存・公開の過程についても可能な方法
8 により順次示すことが重要である。

9 実現可能な公開に向けては、安全性に十分に配慮することを確保が前提にと
10 なることから、安全対策を含めた費用及び財源の検討の際、文化財指定等の取組と
11 の整合性についても十分にとも整合的に検討する必要がある。

12 また、デジタル技術等を活用した壕内外の情報発信についても、実現可能な公
13 開方法の一つとして位置付ける必要がある。

14 2 文化財指定への取組

15
16 第 32 軍司令部壕は、組織的な持久戦を展開した第 32 軍沖縄戦の軍事的中枢
17 施設であり、~~旧日本軍の組織的戦闘の最後の砦として重要な役割を果たした第 32~~
18 ~~軍司令部壕は、~~沖縄戦を語るうえで欠くことのできない戦争遺跡としてであり、その
19 歴史的価値を次世代へ継承するため、史跡等の文化財指定に向けて取り組む必要
20 がある。

21
22 文化財指定の要件の一つとして、沖縄戦当時の形状が保たれていることが前提と
23 なる。そのため、壕の整備によって文化財指定への影響が生じないように十分に検討
24 した上で、第 32 軍司令部壕の適切な保存と活用を図るため、詳細調査等から壕の
25 安全性が確認された区間について、考古学的な調査を実施する必要がある。その
26 成果に基づき、保存状態が良好な範囲については、令和8年の首里城正殿復元の
27 時期を目途に、沖縄戦に関する戦争遺跡として、文化財指定への取組を進める。

28 なお、文化財指定は全体の一括指定に限定せず、段階的な追加指定も検討して
29 いく必要がある。

30 3 保存・公開のあり方

31
32 第 32 軍司令部壕を保存・公開するにあたり、全体の安全性を確保するため、関
33 係法令に基づき整備する必要がある。

34 壕の全体像を把握するためには埋没等により未確認となっている区間の調査を進
35 める必要があるが、当該区間は私有地や史跡の地下に位置するとともに、内部の
36 保存状態や安全性に課題を有していると考えられることから、関係法令に基づき、
37 有効な調査・整備方法を検討する必要がある。
38

1 また、首里城復興計画や首里のまちづくり等他の計画との整合性を図るため、壕
2 の保存・公開にあたっては、関係者と十分な調整を行う必要があることに留意しなけ
3 ればならない。

4 第32軍司令部壕の第1坑口及び第5坑口の保存・公開に向けた取組を優先的に
5 進めながら、詳細調査の結果を踏まえ、安全性を確保しつつ段階的な壕の保存・公
6 開に向けて取り組むことが必要である。

7 その他、安全性に係る検討が必要な坑道については、当面の間、VRやウェブツア
8 ーなどの情報技術を活用した公開方法を検討する必要がある。

9 第32軍司令部壕を戦跡の中核とし、各地に点在する戦跡のネットワークをつなぐ
10 視点も重要であり、平和発信のための取組を積極的に展開する必要がある。

11 また、文化財指定を受けた範囲についても、保存に配慮しながら現地公開できる
12 よう取り組む必要があり、公開までに時間を要する場合は、ウェブサイト等で発信する
13 仕組みの検討も必要である。

14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38

第3章 平和発信・継承のあり方

1 文献資料等を活用した平和発信・継承

第 32 軍司令部壕の保存・公開にあたっては、壕の機能や役割等を史実等に基づき正確に発信・継承していく必要がある。

第 32 軍司令部壕は、県内に多数所在する住民避難壕やガマと異なり、戦争を司令する役割を担っていたことに鑑み、その公開にあたっては、沖縄戦の方向性を決定づける判断がなされた重要な場所である壕の持つ意味における壕の果たした役割や、壕内での活動・生活などについて調査研究等を行う必要がある。

(1) 調査研究事業

沖縄県が令和2年度から3年度にかけて実施した、第 32 軍司令部壕に関する米軍資料や旧日本軍資料の文献調査の成果を活用しながら、引き続き文献資料や証言記録の収集等を行う必要がある。

証言収集については、沖縄師範学校や沖縄県立第一中学校の鉄血勤皇隊の生徒等に焦点を絞って実施するとともに、可能な限り旧日本軍の資料についても収集する必要がある。

また、調査研究を進めるにあたっては、アメリカ国立公文書館記録管理局における資料収集等についても検討する必要がある。

調査研究事業においては、可能な限り続けるため編纂ワーキンググループ等を設置し、学術的に取りまとめる必要がある。

2 平和教育・学習への利活用

壕が有している暗闇や自然環境は、沖縄戦当時の状態を現出してくれることから迫体験に与える効果は大きく、第 32 軍司令部壕は平和教育・学習の場として活用することが期待される。

平和教育・学習においては、壕の近隣に展示施設を整備し、リアル体験(真の暗入壕体験)とともに、当該展示施設や平和祈念資料館等の双方での学習を行うことにより、平和学習の効果が更に期待できる。

また、第 32 軍司令部壕に関連する資料等のインターネットによる情報発信も平和教育・学習に活用できるようにする必要がある

さらに第 32 軍司令部壕だけでなく、首里城を含む首里のまち周辺に分布する戦争遺跡を巡るプログラムを作成することにより、面的な広がりを持たせることができる。

第 32 軍司令部壕を平和教育・学習の場として利活用することは、首里地域の歴史や地形、地質等の自然環境を知ることにもつながり、子ども達が地域の将来を考える総合学習の場となることが期待される。

1
2 **(1) 展示活動**

3 首里城復興と連動した情報発信に取り組むとともに、沖縄戦の実相と教訓を史
4 実等に基づき正確に次世代へ伝えていくために、「見る・聞く・体験する」をコンセ
5 プトとして、住民の視点に立った展示活動を展開する必要がある。

6 関連する遺品等の資料や文献資料の展示に加え、「実物に触れる」ことにより追
7 体験ができる展示を組み合わせるなど、展示にテーマ性を付加し、見学者にわか
8 りやすい演出を工夫する必要がある。

9 第32軍司令部壕の公開により、戦争を起こした構造や体制を知ること、二度
10 と戦争の悲劇は起こさないという、沖縄戦の実相と教訓を次世代へ継承することが
11 可能となる。

12 あわせて、当時の状況などがリアルに感じ取れるものにするため、首里城周辺と
13 司令部壕周辺の地表と地下も含めた三次元的なジオラマ(VRを含む)や、司令部
14 壕内のVR画像など、VR や AR などのデジタル技術を活用した入壕体験などの公
15 開手法についても検討する必要がある。

16
17 **(2) 平和交流事業**

18 内外の戦跡や平和に関連する施設との平和のネットワークを構築し、イベントの
19 共同開催や人材の相互交流等を実施することにより、多くの人たちが第32軍司令
20 部壕を訪れる機会を創出し、また語り部や平和ガイド等の育成に取り組む必要が
21 ある。

22
23
24 **3 広報・PR活動**

25 保存・公開事業の準備段階から県民に様々な情報を提供し、事業の気運を高め
26 る必要がある。そのため、詳細調査など県の取組を発信するとともに、首里城復興と
27 連動した情報発信に取り組む必要がある。

28 ウェブツアーだけでなく、インターネット上で取組の過程を情報発信することも普
29 及するうえで有効な手法であり、できるものから徐々に県民に可視化していくことが
30 重要である。

31 ウェブコンテンツを作成する場合は、基礎データのオープンデータ化を図る必要
32 があり、また様々な対象を想定して取り組むことにより、効果的な情報発信につな
33 がる。

第4章 段階的な整備・公開

1 壕内の安全確保

戦後 77 年以上が経過していることから、第 32 軍司令部壕内部の劣化が進んでいることが懸念されている。

令和3年度に実施した基礎調査においては、第2坑道の迂回坑道での大規模な崩落や落盤、第2・3坑道内での湛水または一部水没が発生していることが確認されている。

そのため、今後、整備を進めて行くにあたっては、壕の劣化の進行状況や周辺環境への影響に関する調査を継続的に実施し、安全性に十分に配慮することを前提に確保を行いながら、地表部へ影響を及ぼさないことを最優先事項として細心の注意を払う必要がある。

将来的に、壕内の見学にあたっては、当面の間、定期的な安全点検を実施するなど安全管理方法を検討する必要がある。

2 戦争遺跡としての保全

第 32 軍司令部壕は、安全対策等を講じながら戦争遺跡としての価値を最大限に生かすために、保存状態が良好な区間と崩壊区間に区分して保存・公開の可能性について検討していく必要がある。

その中で保存状態が良好な区間については、原則として公開・非公開に関わらず現状のまま保存する。崩壊区間については、公開する場合は関係法に則った整備を行い、非公開とする場合は変状調査等のモニタリングにより状態を確認するとともに、乾湿の繰り返しや木の根の入り込みにより壕内の地盤が劣化するため、劣化を止める手法や工法についても検討する必要がある。

3 段階的整備

第 32 軍司令部壕の整備にあたっては、位置特定調査を行っている第1坑口・坑道及び、沖縄県が土地を取得した第5坑口の公開に向け、優先的に取り組む必要がある。また、安全性が課題となっている坑道については、VR等のデジタル技術を活用した公開も検討する必要がある。

同壕の整備に向けては、本委員会の技術検討グループでの検討結果を踏まえ、見学者の安全性の確保及び整備に要する費用等についても十分な検証を行い、整備方針を検討する必要がある。また、整備にあたっては財源の確保も必要であることから、これらを踏まえて段階的に整備を行っていくことが重要である。

4 段階的公開と活用

第 32 司令部壕の保存・公開にあたっては、中長期的な展望に立って検討していく必要がある。

一方、首里城公園内においては、令和8年度の首里城正殿復元に向けた取組が進められており、国内外からの注目度も高くなっている。第 32 軍司令部壕の整備についても、公園来訪者の安全を前提とした上で、第1坑口・坑道、第5坑口の整備を優先的に進めるとともに、その後の段階的な公開と活用についても検討する必要がある。

5 今後の課題

(1) 詳細調査について

危険度の高い箇所への把握やそれを補強するための方法を検討するため、坑道観察などの地質調査により、継続してデータを収集することが重要である。

また、各坑道地表部における陥没や亀裂の有無などについての確認調査が必要である。

(2) 整備方針について

詳細調査の結果や関係機関との協議結果に基づき、段階的な整備・公開の方針を立てる必要がある。

整備方針作成の際には、工法パターンとともに初期費用や維持管理費等の整備に要する費用や財源もあわせて検討することが必要である。

周辺の景観やまちづくりとの整合性やバリアフリーに十分配慮したうえで、管理棟、エレベーター、駐車場、避難路、空調、照明、展示施設、その他第 32 軍司令部壕の実情に照らして必要とされる設備を整備する必要がある。

(3) 整備に伴う周辺環境への影響について

壕内に溜まる地下水への対策や、地中を新たに掘削する場合の地下水等への影響について、調査成果の解析により予測し最小限に留める対策を講じるよう検討が必要である。

(4) 推進体制の強化

各種調査や関連資料・証言の収集、整備など、第 32 軍司令部壕の保存・公開に向けた取組を今後も推進していくため、本委員会による提言を踏まえ、今後より一層、県及び関係機関が連携し、推進体制を強化する必要がある。

資料

第32軍司令部壕保存・公開ロードマップ【令和5年3月時点】

実施項目	短期				中期～長期 (令和9年度以降)
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
1 有識者委員会		設置	適宜設置		
2 基本方針・基本計画の策定	基本方針	基本計画	基本計画に基づいた対応		
3 調査・保存・公開					
(1)第5坑口(坑口周辺含む)(優先事項)	測量 試掘調査	考古学的 調査	整備・公開	→	
(2)第1坑口(坑口周辺含む)(優先事項)			整備・公開	→	
(3)未発掘区間(第1坑道)(優先事項)	状態確認調査・保全対策検討			考古学的調査	
		安全対策・保全対策・試掘調査			
(4)発掘済区間(第2・3・5坑道)	状態確認調査・ 安全性検討	適宜実施	考古学的調査	基本計画に基づいた対応	
	変位等モニタリング	→			
	デジタル技術を活用した 公開の準備期間	デジタル技術を活用した公開			
(5)保全対象水源・地下水排除時の影響評価	地下水調査・影響検討		基本計画に基づいた対応		
	地下水モニタリング	適宜実施	→		
4 平和発信・継承					
(1)文献資料等を活用した平和発信・継承	証言・文献資料等収集、ワーキンググループによる検討等(ガイドブック作成等)		基本計画に基づいた対応		
(2)平和教育・学習への利活用(展示・平和交流等)	利活用方法の検討、関係機関との調整等(平和ガイドの育成等)		→		
(3)広報・PR活動	専用ホームページによる取組等の発信				

第32軍司令部壕保存・公開検討委員会設置要綱

(設 置)

第1条 第32軍司令部壕の保存・継承及び公開に向けて、その取組に必要な課題及び施策の方向性について、有識者から意見を聴取するため、第32軍司令部壕保存・公開検討委員会（以下、「検討委員会」という。）を設置する。

(役 割)

第2条 検討委員会は、沖縄戦において第32軍司令部壕が果たした役割等の歴史的価値を次世代に継承するため、壕の保存・公開の可能性及び平和発信・継承のあり方等について、調査及び検討を行い、意見を取りまとめ知事へ提言する。

(組 織)

第3条 検討委員会は、別表1に掲げる分野の委員10人で構成し、委員は、次に掲げる者のうちから知事が依頼する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体から推薦のあった者
- (3) その他知事が必要と認める者

2 委員の任期は、依頼した日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間の終期までに知事への提言がなされない場合は、延長することができる。

3 委員が欠けた場合、知事は後任の者を依頼することができる。この場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び委員長代理)

第4条 検討委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

3 検討委員会に委員長代理を置き、委員のうちから委員長が指名する。

4 委員長代理は、委員長を補佐し、委員長に事故がある時は、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 検討委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 検討委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明若しくは資料等の提出を求めることができる。

(検討グループ)

第6条 検討委員会を円滑かつ効果的に開催するため、検討委員会の下に第32軍保存・公開検討委員会検討グループ（以下「検討グループ」という。）を置く。

2 検討グループの設置、運営に関し必要な事項は別に定める。

(事務局)

第7条 検討委員会に事務局を置く。

2 事務局は、別表2に掲げる横断的組織とする。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、沖縄県子ども生活福祉部女性力・平和推進課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和2年11月18日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年12月11日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年6月7日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年8月5日から施行する。

別表1 (第3条関係)

	分野
1	法律
2	経済／観光
3	沖縄戦研究
4	戦跡文化財
5	地質学
6	地盤工学
7	トンネル工学
8	地域振興
9	平和教育
10	情報技術

別表 2 (第 7 条関係)

	組織名称	所掌事務
1	沖縄県子ども生活福祉部 女性力・平和推進課	平和の発信、沖縄戦の実相の継承等に関する事。こと。
2	沖縄県知事公室 特命推進課	技術的調査、財源確保等に関する事。こと。
3	沖縄県子ども生活福祉部 保護・援護課	遺骨収集等に関する事。こと。
4	沖縄県土木建築部 都市公園課	首里城公園管理等に関する事。こと。
5	沖縄県教育庁文化財課	文化財、戦争遺跡、沖縄県史、沖縄戦研究等に関する事。こと。
6	沖縄県教育庁 県立学校教育課	平和教育等に関する事。こと。
7	那 覇 市	地域振興、まちづくり、文化財等に関する事。こと。
8	技術支援業務受託者	壕の保存・管理、地質、地盤、地下水、物性値 その他壕内環境に関する事。こと。

第32軍司令部壕保存・公開検討委員会検討グループ設置要綱

(目的)

第1条 第32軍司令部壕保存・公開検討委員会（以下「検討委員会」という。）を円滑かつ効果的に開催するため第32軍司令部壕保存・公開検討委員会設置要綱（以下「検討委員会設置要綱」という。）第6条第2項の規定に基づき、第32軍司令部壕保存・公開検討委員会検討グループ（以下「検討グループ」という。）の設置、運営に関し必要な事項を定める。

(事務及び組織)

第2条 検討グループには、技術検討グループ及び平和発信・継承検討グループを置く。
2 検討グループは、検討委員会設置要綱第2条に定める知事への提言に向け、保存・公開の可能性及び平和発信・継承のあり等について調査及び検討を行い、その結果を検討委員会に報告する。
3 検討グループの分掌事務は、別表の中央欄のとおりとし、構成員は同表の右欄とする。

(招集)

第3条 検討グループの招集は、検討委員会委員長が行う。

(会議の運営・進行)

第4条 会議の運営・進行は、原則として事務局が行う。ただし、必要に応じ、検討委員会委員長が進行するものを指名することができる。

(庶務)

第5条 検討グループの庶務は、女性力・平和推進課において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、技術検討グループ及び平和発信・継承検討グループの運営に関する事項その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月5日から施行する。

別表

名称	分掌事務	構成員
技術検討グループ	<ol style="list-style-type: none"> 1 保存・公開に向けた調査（技術面）に係る検討・助言に関する事 2 保存・公開可能性（技術面）に係る検討・助言 3 検討委員会への報告に関する事 4 その他保存・公開に向けた必要な検討・助言 	下記に掲げる分野の検討委員会委員 <ul style="list-style-type: none"> ・トンネル工学 ・地質学 ・地盤工学
平和発信・継承検討グループ	<ol style="list-style-type: none"> 1 保存・公開可能性（平和発信・継承のあり方）に係る検討・助言に関する事 2 検討委員会への報告に関する事 3 その他保存・公開に向けた必要な検討・助言 	下記に掲げる分野の検討委員会委員 <ul style="list-style-type: none"> ・法律 ・経済／観光 ・沖縄戦研究 ・戦跡文化財 ・地域振興 ・平和教育 ・情報技術

第32軍司令部壕保存・公開検討委員会 委員名簿

NO.	分野	氏名	肩書
1	法律	タマキ タツヒコ 玉城 辰彦	ていだ法律事務所 弁護士
2	経済／観光	シモジ タカコ 下地 貴子	(一財) 沖縄観光コンベンションビューロー 受入事業部長
3	沖縄戦研究	ヨシハマ シノブ 吉浜 忍	沖縄県史編集委員会 委員長
4	戦跡文化財	オオシロ カズキ 大城 和喜	元南風原文化センター 館長
5	応用地質学	ササキ ヤスヒト 佐々木 靖人	国立研究開発法人土木研究所 理事
6	地盤工学	イトウ タカシ 伊東 孝	国立大学法人琉球大学工学部 教授
7	トンネル工学	コイズミ アツシ 小泉 淳	早稲田大学 名誉教授
8	地域振興	ミヤラ ヨシオ 宮良 吉雄	首里自治会長連絡協議会 会長
9	平和教育	ナカドマリ カズエ 仲泊 和枝	(特非) 沖縄平和協力センター 理事長
10	情報技術	ナガイ ヨシヒト 永井 義人	(一財) 沖縄ITイノベーション戦略センター 専務理事

第32軍司令部壕保存・公開検討委員会 委員名簿

NO.	分野	グループ	氏名	肩書
1	法律	平和発信・継承	タマキ タツヒコ 玉城 辰彦	ていだ法律事務所 弁護士
2	経済／観光	平和発信・継承	シモジ タカコ 下地 貴子	(一財) 沖縄観光コンベンションビューロー 国内事業部受入推進課アドバイザー
3	沖縄戦研究	平和発信・継承	ヨシハマ シノブ 吉浜 忍	沖縄県史編集委員会 委員長
4	戦跡文化財	平和発信・継承	オオシロ カズキ 大城 和喜	元南風原文化センター 館長
5	応用地質学	技術検討	ササキ ヤスヒト 佐々木 靖人	国立研究開発法人土木研究所 理事
6	地盤工学	技術検討	イトウ タカシ 伊東 孝	国立大学法人琉球大学工学部 教授
7	トンネル工学	技術検討	コイズミ アツシ 小泉 淳	早稲田大学 名誉教授
8	地域振興	平和発信・継承	ミヤラ ヨシオ 宮良 吉雄	首里自治会長連絡協議会桃原町自治会長
9	平和教育	平和発信・継承	ナカドマリ カズエ 仲泊 和枝	(特非) 沖縄平和協力センター 理事長
10	情報技術	平和発信・継承	ヤマダ カズセイ 山田 一誠	(一財) 沖縄ITイノベーション戦略センター 専務理事

第32軍司令部壕保存・公開検討委員会開催状況

- 第1回検討委員会会合 <令和3年1月22日(金)>
 - 1 検討委員会の目的及び組織について
 - 2 県民の声(これまでの要請等)や文献調査の概要説明
 - 3 第32軍司令部壕事業・これまでの経緯
 - 4 それぞれの専門分野から見た壕の感想

- 第2回検討委員会会合 <令和3年3月29日(月)>
 - 1 文化財指定について

- 第3回検討委員会会合 <令和3年7月20日(火)>
 - 1 類似施設視察報告
 - 2 調査に向けた検討事項について

- 第4回検討委員会会合 <令和3年12月27日(月)>
 - 1 文献調査及び基礎調査の中間報告
 - 2 保存・公開に向けた今後の取組について
 - 3 詳細調査方針について

- 第5回検討委員会会合 <令和4年3月28日(月)>
 - 1 文献調査及び基礎調査の最終報告
 - 2 保存・公開に向けた今後の取組について
 - 3 詳細調査方針について

- 第1回平和発信・継承検討グループ会合 <令和4年9月12日(月)>
 - 1 令和4年度の取組等について
 - 2 保存・公開に向けた提言の策定について

- 第1回技術検討グループ会合 <令和4年9月20日(火)>
 - 1 令和4年度の取組等について
 - 2 保存・公開に向けた提言の策定について
 - 3 保存・公開に向けた調査実施の優先度について

- 第6回検討委員会会合 <令和4年11月21日(月)>
 - 1 令和4年度の取組等に係る進捗状況等について
 - 2 保存・公開に向けた提言の策定について

- 第2回平和発信・継承検討グループ会合 <令和5年1月27日(金)>
 - 1 令和4年度の取組等に係る進捗状況等について
 - 2 保存・公開に向けた提言の策定について

- 第2回技術検討グループ会合 <令和5年2月3日(金)>
 - 1 令和4年度の取組等に係る進捗状況等について
 - 2 詳細調査の中間報告について
 - 3 保存・公開に向けた提言の策定について
 - 4 事業費概算のための条件整理について

- 第7回検討委員会会合 <令和5年2月10日(金)>
 - 1 各検討グループにおける主な意見について
 - 2 詳細調査の中間報告について
 - 3 保存・公開に向けた提言の策定について

第32軍司令部壕配置図



